

介護職員等特定処遇改善加算

算定に係る「見える化要件」について

■特定加算の算定要件

- 1、現行の処遇改善加算Ⅰ～Ⅲを算定していること
- 2、職場環境要件について、「資質の向上」「労働環境・処遇の改善」「その他」の区分において、それぞれ一つ以上に取り組んでいること
- 3、賃上げ以外の取り組みについて、見える化を行っていること

3の要件に基づいた当法人の取り組みは以下の通りです。

■加算の取得状況

- ・福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）
- ・福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）

■賃金以外の処遇改善加算に関する具体的な取り組み内容

<資質の向上>

- ・研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動
- ・小規模事業者の共同による採用、人事ローテーション、研修の為の制度構築

<労働環境・処遇の改善>

- ・新人福祉、介護職員の早期離職防止の為のエルダー・メンター（新人指導担当者）制度の導入
- ・子育て制度との両立を目指す者の為の育児休業制度の充実、事業所内保育施設の整備
- ・ミーティング等による職場内コミュニケーション円滑化による個々の福祉、介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善
- ・事故、トラブルの対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化

<その他>

- ・中途採用者（他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等）に特化した人事制度の確立（勤務シフトの配慮、短時間正規職員制度の導入等）
- ・障害を有する者でも働きやすい職場環境構築や勤務シフト配慮
- ・非正規職員から正規職員への転換